

## 旭川市建設工事簡易型総合評価一般競争入札試行要領

(趣旨)

- 第1条 この要領は、旭川市が発注する建設工事に係る条件付き一般競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格及びその他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする入札方式（以下「総合評価一般競争入札」という。）を試行するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 この要領に定めのない事項については、旭川市条件付き一般競争入札実施要綱（以下「一般競争入札要綱」という。）、関係法令その他別に定める規定によるものとする。

(対象工事)

- 第2条 この要領において行う総合評価一般競争入札は、条件付き一般競争入札の対象となる工事のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 入札者の施工能力、施工計画、社会性等（以下「施工能力等」という）と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (2) その他市長が特に必要と認める工事

(総合評価の方式)

- 第3条 この要領において行う総合評価一般競争入札とは次のいずれかの方式によるものとする。
- (1) 簡易型 技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、簡易な施工計画のほか、同種・同規模工事の施工実績や工事成績などの評価項目と入札価格を総合的に評価する方式
- (2) 特別簡易型 技術的な工夫の余地が小さい小規模な工事において、同種・同規模工事の施工実績や工事成績などの評価項目と入札価格を総合的に評価する方式
- (3) 地域貢献特別簡易型 技術的な工夫の余地が小さい小規模な工事において、同種・同規模工事の施工実績や工事成績並びに災害復旧工事及び総合除雪維持業務などの評価項目と入札価格を総合的に評価する方式
- (4) 舗装特別簡易型 技術的な工夫の余地が小さい小規模な舗装工事において、同種・同規模工事の施工実績や工事成績並びに主要機械の保有状況などの評価項目と入札価格を総合的に評価する方式

(落札者決定基準)

- 第4条 政令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準として、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法その他必要な基準を定めるものとする。
- 2 落札者決定基準は、旭川市総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）において決定するものとする。

(評価基準)

第5条 評価基準として、別紙1に基づいて、入札者の施工能力等に係る評価項目及びその配点を、対象工事の目的・内容等に応じて設定する。

(評価の方法)

第6条 評価は、評価基準に基づく点数（以下「技術評価点」という。）と入札者の入札価格を基に、次の方法によって求めるものとする。

除算方式 標準点（100点）に技術評価点を加えたものを当該入札者の入札価格（消費税相当額を除いた額。）で除す次式で得られた数値（以下「評価値」という。）により行う。

ただし、入札価格が旭川市建設工事等低入札価格調査要領第3条に規定する調査基準価格を下回る者については、次式中の「入札価格」を「調査基準価格」と読み替えて得られた評価値によるものとする。

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{技術評価点}) / \text{入札価格} \times 1,000,000$$

(小数点第5位以下切り捨て)

(落札者の決定方法)

第7条 落札者は、次の各号に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者とする。

- (1) 予定価格の制限の範囲内でもって行われた入札であること。
- (2) その他、入札公告等において定めた入札参加資格等をすべて満たしていること。
- 2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、その中で最低の価格で入札した者を落札者とする。
- 3 落札者となるべき価格をもって入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第8条 政令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、次の各号において、2人以上の学識経験者から意見聴取を行う。

- (1) 落札者決定基準を定めようとする場合 第4条に基づく落札者決定基準を定めるにあたり留意すべき事項を聴取する。この場合において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴くものとする。
- (2) 落札者を決定しようとする場合、前号により落札者決定の際に改めて学識経験者の意見聴取が必要とされた場合は、落札者決定に関し意見を聴取する。

(公告)

第9条 総合評価一般競争入札を行うときは、別紙2の標準公告例により公告するものとする。その際、一般競争入札要綱で定める公告事項のほか、次の事項を入札公告により周知するものとする。

- (1) 当該入札を総合評価一般競争入札により実施する旨。

- (2) 申請者の施工能力等を判定するための書類（以下「技術資料」という。）の提出に  
関すること。
- (3) 落札者決定基準に関すること。
- (4) 総合評価に関する審査結果の公表に関すること。
- (5) 技術評価点についての疑義照会に関すること。
- (6) その他必要と認めること。

（入札の参加申請）

第10条 申請者は、次の各号に掲げる書類を市長が指定した日までに提出しなければならない。ただし、第3号から第10号については、公告により必要と定められた場合に限る。なお、特別簡易型（地域貢献特別簡易型及び舗装特別簡易型を含む。）については第3号及び第4号の提出を不要とする。

- (1) 簡易型総合評価一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- (2) 資本関係・人的関係調書（様式2）
- (3) 工程管理に係る技術的所見（様式3）
- (4) 施工上配慮すべき事項に係る技術的所見（様式4）
- (5) 工事施工実績調書（総合評価用）（様式5）
- (6) 配置予定技術者調書（総合評価用）（様式6）
- (7) 企業施工能力確認調書（様式7）
- (8) 地元業者活用計画書（様式8）
- (9) 社会的貢献確認調書（様式10）
- (10) 共同企業体協定書
- (11) その他必要と認める書類

（技術資料の評価）

第11条 技術評価点の決定に当たっては、審査委員会の審議を経るものとする。

- 2 提出のあった技術資料について、評価項目への対応、施工の確実性等を評価し、あわせて記載事項の確認を行い、技術評価点を算出する。この場合において、必要に応じて入札者に対して技術資料に関する説明を求めることができるものとする。
- 3 技術資料の全部又は一部を提出しない場合、技術資料の全部又は一部に記載漏れがあり適正な評価ができない場合、技術資料に虚偽の記載がある場合、技術資料のうち簡易な施工計画の内容が不適切で確実な施工が困難と認められる場合その他技術資料に関して適正な評価ができない場合、当該入札への参加を認めないこととする。

（入札結果の公表）

第12条 前条により落札者が決定した場合は、様式15により公表を行うものとする。

（技術評価点に関する措置）

第13条 簡易な施工計画に関する事項について、評価した内容が受注者の責により満たされない場合は、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領による措置等の必要な処

置を講ずるものとする。

(悪質な行為に対する措置)

第14条 入札参加の申請書類に関して、提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく措置等の必要な措置を講ずるものとする。

(秘密の保持)

第15条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき申請者から提出された資料等は、公表しないものとする。

(苦情の申立て)

第16条 入札者のうち、技術資料の評価について不服があるものは、市長に対して評価についての説明を求めることができる。

- 2 前項の申立ては、入札結果の公表の翌日から起算して3日（旭川市の休日を定める条例(平成5年旭川市条例第3号)第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、書面により、市長に対して行うことができるものとする。書面には、申立者の氏名及び住所、申立の対象となる工事、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載することとする。

附 則

この要領は、平成20年9月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月20日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年8月20日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要領による改正後の旭川市建設工事簡易型総合評価一般競争入札試行要領の規定は、施行日以降に行われる公告に係る入札について適用し、施行日前に行われた公告に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成22年12月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年5月17日から適用するものとする。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策による影響を勘案し、当面の間、評価項目「主任（監理）技術者の継続教育（CPD（S））」の評価基準を緩和することとし、「様式6（土木一式工事）※令和3年度からの特例措置用」の注4の推奨単位を基準とするものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年5月19日から適用するものとする。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策による影響を勘案し、当面の間、評価項目「主任（監理）技術者の継続教育（CPD（S））」の評価基準を緩和することとし、「様式6（土木一式工事）※令和4年度からの特例措置用」の注4の推奨単位を基準とするものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から適用するものとする。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策による影響を勘案し、当面の間、評価項目「主任（監理）技術者の継続教育（CPD（S））」の評価基準を緩和することとし、「様式6（土木一式工事）※令和5年度からの特例措置用」の注4の推奨単位を基準とするものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から適用するものとする。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策による影響を勘案し、当面の間、評価項目「主任（監理）技術者の継続教育（CPD（S））」の評価基準を緩和することとし、「様式6（土木一式工事）※令和6年度からの特例措置用」の注4の推奨単位を基準とするものとする。

## 総合評価落札方式評価基準(簡易型)

	評価項目	評価基準	技術評価点
簡易な施工計画	工程管理に係る技術的所見	各工程の工期及び工事の手順が適切であり、優れた工夫が見られる	3.0
		一般的な記述にとどまっている	0.0
	施工上配慮すべき事項に係る技術的所見	現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて特に配慮すべき事項について適切に考慮されており、優れた工夫が見られる	3.0
		一般的な記述にとどまっている	0.0
企業の施工能力	過去10年間の同種・同規模工事の施工実績の有無	あり	1.0
		なし	0.0
	公共工事の施工実績	施工実績が、本市発注の公共工事、又は、国若しくは他の地方公共団体等発注の公共工事のうち、旭川市内において施工された工事	1.0
		施工実績が、国又は他の地方公共団体等発注の公共工事のうち、旭川市外において施工された工事	0.5
		施工実績が、上記以外の発注による工事(民間工事等)	0.0
	旭川市発注工事(〇〇工)の過去2年間の工事成績評定点の平均点(ただし、対象とする2年度間に受注実績があり、その評定結果が翌年度以降であるため平均点を算定する工事がない場合は、さらに前年度の工事成績評定点の平均点)	90点以上	4.5
		88点以上90点未満	4.0
		86点以上88点未満	3.5
		84点以上86点未満	3.0
		82点以上84点未満	2.5
		80点以上82点未満	2.0
		78点以上80点未満	1.5
		76点以上78点未満	1.0
	ISOの取得	74点以上76点未満	0.5
65点以上74点未満(なしの場合を含む)		0.0	
65点未満		-1.0	
ISO9001及びISO14001		1.0	
配置予定技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格	ISO9001又はISO14001	0.5
		なし	0.0
		1級又は技術士	3.0
	主任(監理)技術者の継続教育(CPD(S))	2級	2.0
なし		0.0	
地元業者活用・地域精通・社会的貢献	地元業者の活用(資材購入等を含む)	指定する団体の推奨単位以上を取得している。	2.0
		指定する団体の推奨単位の2分の1以上を取得している。	1.0
		上記以外	0.0
		地元業者の活用率が90%以上	5.0
		地元業者の活用率が80%以上90%未満	4.0
		地元業者の活用率が70%以上80%未満	3.0
	旭川市内に本店又は営業所の有無	地元業者の活用率が60%以上70%未満	2.0
		地元業者の活用率が50%以上60%未満	1.0
	旭川市との災害協定締結の有無	地元業者の活用率が50%未満	0.0
		市内に本店あり	1.0
	旭川市との災害協定締結の有無	市内に営業所あり	0.5
		両方ともなし	0.0
	障がい者雇用の推進実績の有無	あり	0.5
		なし	0.0
子育て支援・男女共同参画の推進実績の有無	あり	0.5	
	なし	0.0	
消防団協力事業所表示制度の協力事業所としての認定の有無	あり	0.5	
	なし	0.0	
保護観察所での協力雇用主としての登録の有無	あり	0.5	
	なし	0.0	
合計点			27.0

別紙2 (※・[ ]は選択要件)

(単体用)

標準公告例

旭川市告示第〇〇号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び第167条の10の2第6項並びに旭川市契約事務取扱規則(昭和39年旭川市規則第22号)第3条の規定に基づき、[(特別)・(地域貢献特別)・(舗装特別)]簡易型総合評価一般競争入札について次のとおり公告する。

令和 年 月 日

旭川市長 ○ ○ ○ ○

1 入札に付する工事の内容

- (1) 入札番号 ○番
- (2) 工事名
- (3) 工事場所
- (4) 工期 契約締結の日の翌日(21(4)を参照。)から令和〇年〇月〇日まで
- (5) 工事概要 次のとおり  
〇〇〇
- (6) 設計金額 円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- (7) 本工事は、旭川市建設工事簡易型総合評価一般競争入札試行要領(以下、「総合評価要領」という。)に基づいて行う、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。なお、方式の種類は、総合評価要領第3条に規定する[(特別)・(地域貢献特別)・(舗装特別)]簡易型とする。

2 入札参加資格

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

- ※(1) 旭川市における〇〇工事の入札参加資格が、〇(〇を除く。)等級に格付けされていること。【土木・建築・電気・管】
- ※(1) 旭川市における〇〇工事の入札参加資格を有していること。【上記以外の業種】
- [ (2) 〇〇工事に係る直近の総合評定値通知書の総合評定値が〇〇〇点以上であること。]  
【選定委員会又は部会で決定】
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
  - (4) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
  - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
  - (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係・人的関係については21(5)参照。)
- ※(7) 公告の日において、旭川市建設工事等競争入札参加資格者名簿に「11市内」で登

録されていること。

- ※(7) 公告の日において、旭川市建設工事等競争入札参加資格者名簿に「1 1 市内」、「2 2 市外」又は「3 2 市外」（「2 2 市外」及び「3 2 市外」にあつては、旭川市内の営業所が当該工事に対応する建設業許可を有していない者を除く。）で登録されていること。【選定委員会又は部会で決定】
- [(8) 建設業法に規定する特定建設業の許可を受けた者であること。]【選定委員会又は部会で決定】
- [(9) 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は[国家資格を有する]主任技術者を工事現場に専任で配置できること。]【予定価格1億5千万円以上及び選定委員会又は部会で決定】
- [(10) 過去○年間（平成（令和）○年度以降）に本工事と同種で概ね同規模の工事（同種・同規模については21(6)参照。）を元請として施工し完了した実績（共同企業体による施工を含む。）を有する者であること。]【選定委員会又は部会で決定】
- [(11) 工程管理又は（及び）施工上配慮すべき点に係る技術的所見が適切であること。]

### 3 総合評価に関する事項

#### (1) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は「価格」及び「企業の技術力」、「企業の社会性」をもって入札に参加し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、低入札価格調査制度を適用する場合において、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

イ 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、その中で最低の価格で入札した者を落札者を決定する。

ウ 落札者となるべき価格をもって入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

#### (2) 総合評価の方法【除算方式】

ア 評価値は、入札が無効でない者について、次の算式により算定する。

ただし、入札価格が旭川市建設工事等低入札価格調査要領第3条に規定する調査基準価格を下回る者については、次式中の「入札価格」を「調査基準価格」と読み替えて得られた評価値によるものとする。

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{技術評価点}) / \text{入札価格} \times 1,000,000$$

（小数点第5位以下切り捨て）

イ 標準点と技術評価点の配点は、次のとおりとする。

(ア) 標準点 100点（2に規定する要件を満たす者に付す。）

(イ) 技術評価点 〇〇点

ウ 技術評価点は、下記の評価項目を、4により提出された書類に基づいて点数化し、それを合計して算出する。

(ア) 簡易な施工計画

(イ) 企業の施工能力

(ウ) 配置予定技術者の能力



- (エ) 地元業者活用・地域精通・社会的貢献  
(3) (2)ウの評価項目の詳細については、別紙1「総合評価落札方式評価基準」による。

[ (4) 落札者の決定日

令和〇年〇月〇日 (〇) までに落札者を決定し、その旨落札者に通知する。】【建設工事総合評価審査委員会で決定】

4 申請書及び資料の内容、提出期間並びに提出場所

この〔(特別)・(地域貢献特別)・(舗装特別)〕簡易型総合評価一般競争入札に参加を希望する者は、2に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、又は、技術評価項目の有無を明らかにするため、次のとおり申請書及び資料を提出し、市長から入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。ただし、令和〇年度に実施した他の総合評価方式一般競争入札の申請において既に市長に提出済みの契約書写しなどの添付書類がある場合は、それを省略することができるものとする。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、〔(特別)・(地域貢献特別)・(舗装特別)〕簡易型総合評価一般競争入札に参加することができない。

(1) 提出書類

ア 〔(特別)・(地域貢献特別)・(舗装特別)〕簡易型総合評価一般競争入札参加資格確認申請書(様式1) 2部

イ 資本関係・人的関係調書(様式2)

[ウ 工程管理に係る技術的所見(様式3)] 【特別簡易型、地域貢献特別簡易型及び舗装特別簡易型は不要】

[エ 施工上配慮すべき事項に係る技術的所見(様式4)] 【特別簡易型、地域貢献特別簡易型又は舗装特別簡易型は不要】

[オ 工事施工実績調書(総合評価用)(様式5)] 【CORINS・契約書写し・完成検査結果通知書写し等の写しを添付】

[カ 配置予定技術者調書(総合評価用)(様式6)] 【資格者証・監理技術者証・CORINS等の写しを添付】

[キ 企業施工能力確認調書(様式7)] 【ISO認定証の写しを添付】

※ [キ 企業施工能力確認調書(様式7)] 【ISO認定証の写し・自社雇用の技能者の保険証・車検書・アスファルトプラントの所有を証明できる書面などを添付】  
【舗装特別簡易型の場合】

[ク 地元業者活用計画書(様式8)

なお、本工事しゅん功時に地元業者活用報告書(様式9)を提出すること。]

[ケ 社会的貢献確認調書(様式10)] 【防災協定書・契約書等の写しを添付】

[コ ○○○○] 【その他必要に応じて書類の名称を記載】

[なお、中小企業等協同組合法第3条に規定する組合にあつては、指示した提出書類のほかに指定する組合員名簿を提出すること。]

(2) 提出書類に関する留意事項

別紙2「評価基準に関する留意事項」を参照して作成すること。

(3) 提出期間 令和〇年〇月〇日 (〇) から令和〇年〇月〇日 (〇) までの旭川市の休日を定める条例(平成5年旭川市条例第3号)第1条第1項に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く、午前9時から午後5時まで

(4) 提出場所 〒070-8525

旭川市 6 条通 9 丁目  
旭川市総務部契約課工事担当  
電 話 0 1 6 6 - 2 5 - 9 7 0 1  
F A X 0 1 6 6 - 2 6 - 1 3 2 3

(5) 提出方法 持参すること。(郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。)

(6) 入札参加資格の確認

申請書及び資料を受理した者のうち、入札参加資格のない者には、令和〇年〇月〇日(〇)までにその理由を記載した文書により通知する。【様式 1 1】

(7) 提出書類様式の入手方法

(4)において(3)の期間中無償で配布するほか、下記アドレスの旭川市総務部契約課ホームページにおいてダウンロードできる。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/keiyaku/index.htm>

(8) その他

ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 市長は、提出された申請書及び資料を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び資料は返却しない。

## 5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次に従い、書面(様式は任意)により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和〇年〇月〇日(〇)

イ 提出場所 4(4)に同じ

ウ 提出方法 持参すること。(郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。)

(2) 市長は、(1)の説明を求められたときは、令和〇年〇月〇日(〇)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。【様式 1 2】

## 6 見積用設計図書の閲覧等

(1) 本工事に係る見積用設計図書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 期間 令和〇年〇月〇日(〇)から令和〇年〇月〇日(〇)までの休日を除く、午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 1 5 分まで

イ 場所 4(4)に同じ。

(2) 入札に参加しようとする者は、上記閲覧期間中、次の販売店で設計図書を購入すること。

販 売 店 旭川市〇条通〇丁目  
〇〇

電 話 0 1 6 6 - 〇〇 - 〇〇〇〇

F A X 0 1 6 6 - 〇〇 - 〇〇〇〇

営業時間 午前〇時〇分から午後〇時〇分

定 休 日 毎週〇曜日

(3) 購入方法

ア 別紙、設計図書購入申込書をファクシミリにより販売店に送付し、購入申込みをすること。

イ 販売店から販売日時及び販売額について電話連絡があるので、指定された日時に設計図書購入申込書を持参し、販売店で購入すること。

ウ 購入時には、販売店から設計図書及び設計図書購入確認書を受領すること。(設

計図書購入確認書は入札時に使用するので保管しておくこと。)

なお、入札参加資格がないと認められたときであっても費用は返還しない。

(4) 設計図書に対する質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。【様式13】

ア 提出期限 令和○年○月○日(○)までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出方法 4(4)に電話連絡の上、ファクシミリにより提出すること。

(5) (4)の質疑応答書は、次のとおり閲覧に供するとともに、旭川市総務部契約課ホームページにおいて公表する。【様式14】

ア 閲覧期限 令和○年○月○日(○)までの休日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで

イ 閲覧場所 4(4)に同じ。

## 7 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時 令和○年○月○日(○) 午前[午後]○時○分

(2) 入札及び開札の場所 旭川市職員会館(旭川市9条通9丁目)

(3) 入札方法

※ア 入札書、設計図書購入確認書及び必要とされた場合の工事費内訳書を持参すること。(郵送又はファクシミリによる入札は認めない。)

イ 会社名・氏名の入った氏名票を着用のうえ、入札指定時刻の10分前までに受付を終え、入札会場内で待機すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 8 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札、設計図書購入確認書及び工事費内訳書を提出しない者のした入札、旭川市建設工事競争入札心得(総合評価用)において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札及び調査基準価格を下回って落札した者が当該落札に係る建設工事の完成検査結果通知書の通知日までにを行った調査基準価格を下回る入札は無効とし、これらの無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

また、市長により入札参加資格のある旨を確認された者であっても、確認の後旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けて入札時点において指名停止を受けている期間中である者、その他、入札時点において2に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

なお、設計金額を超える入札は失格とする。

## 9 工事費内訳書の提出

(1) 旭川市工事費内訳書等提出要領により、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を指定する様式で作成し、入札書提出時に提出すること。

(2) 提出された工事費内訳書は、返却しない。

10 契約条項を示す場所

4(4)の場所で閲覧に供するほか、下記アドレスの旭川市総務部契約課ホームページにおいても公表する。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/keiyaku/index.htm>

11 契約書作成の要否[等]

〔(1)〕契約書の作成を要する。

〔(2) この工事は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年旭川市条例第14号）の規定により旭川市議会の議決に付さなければならぬ工事であるため、議会の議決を得た後に本契約を締結する。〕【(2)～(3) 予定価格1億5千万円以上】

〔(3) 落札者は、落札決定後令和〇年〇月〇日（〇）までに仮契約を締結しなければならない。期間内に契約を締結しない場合は落札を取り消すものとする。〕

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 見積もった契約金額の10分の1以上の額を納付すること。〔免除する。〕

13 支払条件

(1) 前金払 契約金額の4割以内に相当する額を行う。〔しない。〕

(2) 中間前金払 契約金額の2割以内に相当する額を行う。〔しない。〕

(3) 部分払 〇回以内行う。〔しない。〕

14 火災保険等付保の要否

要する。〔要しない。〕

15 落札者とならなかった者に対する理由の説明

(1) 落札者とならなかった者は、その理由について、次に従い、書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和〇年〇月〇日（〇）

イ 提出場所 4(4)に同じ

ウ 提出方法 持参すること。（郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。）

(2) 市長は、(1)の説明を求められたときは、令和〇年〇月〇日（〇）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

16 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該工事の入札を延期又は中止することがある。

また、入札執行の際、入札者が1人以下の場合は、入札を中止する。

なお、中止となった場合でも、申請書及び資料の作成費用並びに設計図書の購入費用は申請者の負担とする。

17 入札執行回数

1回とする。

18 低入札価格の調査

本工事は、旭川市建設工事等低入札価格調査要領に基づく調査対象工事である。

19 調査基準価格を下回る落札の取扱い

本工事は、旭川市建設工事低価格落札取扱要領の対象工事である。

20 債権譲渡承諾の取扱い

本工事は、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度及び地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する取扱要領」の対象である。

21 その他

(1) 入札参加者は、旭川市契約事務取扱規則、旭川市建設工事等競争入札心得（総合評価用）その他関係法令を遵守すること。

(2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合は、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

[ (3) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等の実施が義務づけられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、設計図書等に記載された特定建設資材廃棄物の種類、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積った上で入札を行うこと。]

(4) 1(4)でいう契約締結の日の翌日とは、その日が休日に当たるときは、休日を経過した最初の日とする。

(5) 2(6)でいう資本関係又は人的関係とは、次のとおりである。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア、イと同視し得る特定関係があると認められる場合

[ (6) 2(10)でいう同種で概ね同規模とは、次のとおりである。

ア 同種工事

〇〇工を含む土木一式工事

〇以上の階数の鉄筋コンクリート造で延床面積〇〇㎡以上の建築一式工事

【選定委員会又は部会で決定。できるだけ具体的に記載する。】

イ 同規模工事

契約金総額が〇〇万円以上【選定委員会又は部会で決定】

- (7) 落札者は、現場代理人、主任技術者及び監理技術者に係る継続雇用確認要領（以下「雇用確認要領」という。）第4条から第6条までの規定に基づき、契約時に提出する現場代理人及び主任技術者等の経歴書（以下「経歴書」という。）に、契約日以前3か月以上の雇用関係を確認できる次のいずれかの書類を添付すること。

ア 監理技術者資格者証（写し）

イ 健康保険被保険者証（写し）

ウ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写し）

エ 上記で確認することができない正当な理由がある場合は、その理由を記載した申立書

なお、倒産による退職後再雇用された者の配置を規定する雇用確認要領第11条に該当する場合は、上記アからエに代え、経歴書に次の書類を添付すること。

オ 雇用期間確認免除申立書

- (8) 納税証明書の提出

契約締結手続きにあたって、落札者（共同企業体にあつては、全ての構成員）は、旭川市長が落札日の属する年度の4月1日以降に交付した旭川市の市税に滞納のないことを確認できる納税証明書（写しを可とする。）を契約書に添えて提出すること。

上記の納税証明書により旭川市の市税に滞納のないことが確認できない場合は、落札決定後に正当な理由がなく契約を辞退したものとみなし、契約を締結いたしません。

- (9) その他、入札に関するの照会先  
4(4)に同じ。

## 評価基準に関する留意事項(簡易型)

評価項目		留意事項	様式	添付書類
簡易な施工計画	工程管理に係る技術的所見	当該工事の施工に必要と考えられる各工程の工期を記入のうえ、工期短縮方法等、技術的な工夫点があればそれを記入する。	3	
	施工上配慮すべき事項に係る技術的所見	環境対策・品質管理・安全対策等、施工上配慮すべき点について、具体的な対策方法を記入する(配慮点について具体的に指示する場合あり)。	4	
企業の施工能力	過去10年間の同種・同規模工事の施工実績の有無	同種同規模工事とは〇㎡以上の〇〇工のこと。 平成〇年度以降に元請として施工し完了した実績(共同企業体による施工を含む)であること。 ※旭川市内において施工された公共工事があれば優先して記入する。	5	CORINSの写し 契約書等の写し
	旭川市発注工事(〇〇工)の過去2年間の工事成績評定点の平均点	当該工事と同一業種の工事で、平成〇年度から平成〇年度に完了し、旭川市総務部契約課から評定結果の通知を受けた工事を対象とする。 対象とする2年度間に、旭川市総務部契約課から評定結果の通知を受ける対象となる工事を請け負っている場合で、評定結果の通知を受けた工事がなく(しゅん功年度が翌年度以降)は、さらに前年度(平成〇年度)の評定結果を受けた工事を対象とする。 対象工事が1件の場合は評価点から0.5点減点する。	7	
	ISOの取得	ISO9001, ISO14001の取得の有無を確認。		認定証の写し
配置予定技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格	保有する資格は〇〇施工管理技士, 〇〇士(〇〇部門)とする。	6	資格証の写し
	継続教育(CPD(S))	継続教育(CPD(S))は指定する団体の取得単位とする。 ※指定する団体は、配置予定技術者調書(様式6)記載のとおり。		CPD受講証明書 の写し
	※注意事項	・落札者決定後の配置予定技術者の変更については、変更後の技術者が当初の配置予定技術者と同等以上の資格を有する者であること。		
地元業者活用・地域精通・社会的貢献	地元業者の活用	地元業者の活用(資材購入等を含む)について、活用率を記入する。 なお、本工事のしゅん功時に、「地元業者活用報告書」(様式9)を提出すること。	8	
	旭川市内に本店又は営業所の有無	「市内に本店あり」とは、公告日において、旭川市建設工事等入札参加資格者名簿に「11市内」で登録されている者をいう。 「市内に営業所あり」とは、公告日において、旭川市建設工事等入札参加資格者名簿に「22市外」又は「32市外」(旭川市内の営業所が当該工事に対応する建設業許可を有していない者を除く。)で登録されている者をいう。		
	旭川市との災害協定締結の有無	・公告日時時点で締結していること。 ・所属する協会等が本市と締結している場合も含む(災害協定には、本市からの「非常事態に伴う除雪作業の協力について(依頼)」に基づく承諾を含む。また、協定書等の写しのほか、協会等への所属を確認できる書類を添付のこと)。	10	協定書等の写し
	障がい者雇用の推進実績の有無	A 障がい者の雇用状況について報告義務のある企業 (1), (2)のいずれの要件も満たしていること。 (1) 障がい者の雇用の促進等に関する法律に定める方法で算定した障がい者の雇用率が同法第43条第2項の規定による率を上回っていること。 (2) 旭川市内にある本店、支店等の事業所において、障がいのある方を現に雇用していること。 B 障がい者の雇用状況について報告義務のない企業 (常用労働者総数が障がい者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項の規定による数未満の企業) (1), (2)のいずれの要件も満たしていること。 (1) 障がいのある方を1人以上雇用していること。 (2) 旭川市内にある本店、支店等の事業所において、障がいのある方を現に雇用していること。	10	障害者雇用状況報告書の写し
	子育て支援・男女共同参画の推進実績の有無	(1)から(4)のいずれかの要件に該当していること。 (1) 従業員(常用労働者)総数が100人以下の企業(旭川市内に本店又は支店若しくは営業所等を有する企業)で、「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定し、北海道労働局へ届け出ていること。 (2) 育児休業制度について、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。 ア 育児休業制度について、就業規則、労働協約等に定めがあること。 イ 旭川市内にある本店、支店等の事業所において過去5年間に取得の実績があること。 ウ イの要件に該当する取得者のうち取得期間が120日を超える取得者がいること。 (3) 介護休業制度について、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。 ア 介護休業制度について、就業規則、労働協約等に定めがあること。 イ 旭川市内にある本店、支店等の事業所において過去5年間に取得の実績があること。 ウ イの要件に該当する取得者のうち取得期間が45日を超える取得者がいること。 (4) 出産や育児、介護を理由とした退職者の再雇用について制度を定めており、旭川市内にある本店、支店等の事業所において過去5年間に再雇用の実績があること。この場合、雇用とは、正規雇用した者であること。	10	一般事業主行動計画策定・変更届の写し 制度内容を規定した就業規則、労働協約等の写し 制度内容を規定した就業規則、労働協約等の写し 制度内容を規定した文書の写し
	消防団協力事業所表示制度の協力事業所としての認定の有無	・旭川市消防団協力事業所表示制度実施要綱に基づき表示証が交付されていること。 ・認定期間満了日が公告日以降となっていること。	10	認定通知書等の写し
	保護観察所での協力雇用主としての登録の有無	・法務省と厚生労働省の連携による「刑務所出所者等総合的就労支援対策」により、北海道内の保護観察所に更生保護の協力雇用主として登録されていること。 ・証明書は公告日の属する年度の4月1日以降のものであること。	10	協力雇用主証明書の写し

様式1 (共同企業体用)

【(特別)・(地域貢献特別)・(舗装特別)】簡易型総合評価一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(宛先)旭川市長

申請者  
(共同企業体名)

共同企業体

代表者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

構成員 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

構成員 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

入札番号 \_\_\_\_\_ 入札日 \_\_\_\_\_

工事名 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日付けで入札公告のありました、上記工事に係る競争入札参加資格について確認されたく、次の書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格のすべての要件を満たしていること、並びに本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

添付書類名
資本関係・人的関係調書(様式2)
共同企業体協定書
工程管理に関する技術的所見(様式3)
施工上配慮すべき事項に係る技術的所見(様式4)
工事施工実績調書(総合評価用)(様式5)
配置予定技術者調書(総合評価用)(様式6)
企業施工能力確認調書(様式7)
地元業者活用計画書(様式8)
社会的貢献確認調書(様式10)
その他の書類

旭川市受付印

※この申請書は、申請書受理時に旭川市受付印を押印のうえ1部返却するので、必ず2部(1部はコピー可)提出すること。



様式1(単体用)

【(特別)・(地域貢献特別)・(舗装特別)】簡易型総合評価一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(宛先)旭川市長

申請者  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

入札番号 \_\_\_\_\_ 入札日 \_\_\_\_\_

工事名 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日付けで入札公告のありました、上記工事に係る競争入札参加資格について確認されたく、次の書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格のすべての要件を満たしていること、並びに本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

添付書類名
資本関係・人的関係調書(様式2)
工程管理に関する技術的所見(様式3)
施工上配慮すべき事項に係る技術的所見(様式4)
工事施工実績調書(総合評価用)(様式5)
配置予定技術者調書(総合評価用)(様式6)
企業施工能力確認調書(様式7)
地元業者活用計画書(様式8)
社会的貢献確認調書(様式10)
その他の書類

旭川市受付印

※この申請書は、申請書受理時に旭川市受付印を押印のうえ1部返却するので、必ず2部(1部はコピー可)提出すること。

## 資本関係・人的関係調書

申請者名 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

申請日現在における、当社と他の旭川市建設工事等競争入札参加資格者間における資本関係・人的関係は次のとおり相違ありません。

1 資本関係又は人的関係    あり    なし    (どちらかに○印)

2 資本関係に関する事項

① 会社法第2条第4号の規定による親会社

商号又は名称	
--------	--

② 会社法第2条第3号の規定による子会社

商号又は名称	

③ 会社法第2条第4号の規定による親会社の他の子会社（自社を除く）

商号又は名称	

3 取締役の兼任の状況

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職

- 注1 1で「なし」に○印を記入した場合は、2及び3の欄に記入する必要はない。
- 2 資本等で関係がある他の資格者を記載する場合は、旭川市建設工事等競争入札参加資格を有している者のみを記入すること。
- 3 この様式は、申請者が共同企業体の場合は、各構成員ごとに作成すること。
- 4 記入欄が足りないときは、適宜記入欄を追加して用いること。
- 5 「申請者名」は、申請者の商号又は名称を記載することとし、共同企業体の結成が入札の条件になっている場合には共同企業体の名称も併せて記載すること。



様式4

## 施工上配慮すべき事項に係る技術的所見

申請者名 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

工 事 名	
施工上の配慮事項	
配慮事項の対策方法	

注1 必要に応じ説明図表を添付すること。

2 「申請者名」は、申請者の商号又は名称を記載することとし、共同企業体の結成が入札の条件になっている場合には共同企業体の名称も併せて記載すること。

工事施工実績調書（総合評価用）

申請者名 \_\_\_\_\_

受注者名			
工事 名 称 等	工事名		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで
	受注形態		
工 事 概 要			

注1 公告において明示した工事の施工実績例（代表的なものを2件以内）について記載すること。記載する工事のCORINS（登録されていない場合は契約書及び完成検査結果通知書）の写しを添付すること。

2 「受注者名」は、受注実績が共同企業体の構成員としてのものである場合には当該共同企業体の名称を記載すること。

3 「施工場所」には、市町村名を記載すること。

4 「受注形態」は、単体又は共同企業体（出資比率又は分担額）別を記載すること。

5 旭川市内において施工された公共工事があれば、優先して記載すること。

※記載の優先順位（技術評価点の高い順位）

第1位～本市発注の公共工事，又は，国若しくは他の地方公共団体等発注の公共工事のうち，旭川市内において施工された工事

第2位～国又は他の地方公共団体等発注の公共工事のうち，旭川市外において施工された工事

第3位～上記以外の発注による工事（民間工事等）

6 「申請者名」は、申請者の商号又は名称を記載することとし、共同企業体の結成が入札の条件になっている場合には共同企業体の名称も併せて記載すること。

様式6（土木一式工事）

配置予定技術者調書（総合評価用）

申請者名 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

配置予定技術者の氏名			
最終学歴・経験年数			
従 事 役 職			
法令による資格・免許			
継続教育の取得単位 (CPD(S))	団	(一社)全国土木施工管理技士会連合会 (一社)北海道土木施工管理技士会)	単位
	体	(公社)土木学会	単位
	名	(公社)日本技術士会	単位

- 注1 「従事役職」には現場代理人，主任技術者等を記入すること。
- 2 「法令による資格・免許」には1級〇〇士，1級〇〇施工管理技士，監理技術者等の名称を入れ，当該免許の取得年月日，登録番号を記載すること。監理技術者については，監理技術者講習修了証の取得年月日，修了証番号も併せて記載すること。なお，資格を証する書類の写しを添付すること。
- 3 「申請者名」は，申請者の商号又は名称を記載することとし，共同企業体の結成が入札の条件になっている場合には共同企業体の名称も併せて記載すること。
- 4 継続教育の取得単位を証明する資料として，CPD(S)受講証明書の写しを併せて提出すること。評価対象の種類と推奨単位は次表のとおり。(令和〇年〇月現在)

団 体 名	推 奨 単 位				
	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20以上	40以上	60以上	80以上	100以上
(公社)土木学会	50以上	-	-	-	-
(公社)日本技術士会	50以上	-	150以上	-	-

- ① 推奨単位の1年間は，当該年度の前年度に取得した単位とする。
- ② 推奨単位の2年間以上は，必ず当該年度の前年度を含めた期間に取得した単位とする。(2年間の場合，前々年度及び前年度の2年間)

配置予定技術者調書（総合評価用）

申請者名 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

配置予定技術者の氏名			
最終学歴・経験年数			
従 事 役 職			
法令による資格・免許			
継続教育の取得単位 (CPD(S))	団	(一社)全国土木施工管理技士会連合会 (一社)北海道土木施工管理技士会)	単位
	体	(公社)土木学会	単位
	名	(公社)日本技術士会	単位

- 注1 「従事役職」には現場代理人，主任技術者等を記入すること。
- 2 「法令による資格・免許」には1級〇〇士，1級〇〇施工管理技士，監理技術者等の名称を入れ，当該免許の取得年月日，登録番号を記載すること。監理技術者については，監理技術者講習修了証の取得年月日，修了証番号も併せて記載すること。なお，資格を証する書類の写しを添付すること。
- 3 「申請者名」は，申請者の商号又は名称を記載することとし，共同企業体の結成が入札の条件になっている場合には共同企業体の名称も併せて記載すること。
- 4 継続教育の取得単位を証明する資料として，CPD(S)受講証明書の写しを併せて提出すること。評価対象の種類と推奨単位は次表のとおり。(令和6年4月現在)

団 体 名	推 奨 単 位				
	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20以上	30以上	40以上	50以上	60以上
(公社)土木学会	50以上	-	-	-	-
(公社)日本技術士会	50以上	-	100以上	-	-

- ① 推奨単位の1年間は，当該年度の前年度に取得した単位とする。
- ② 推奨単位の2年間以上は，必ず当該年度の前年度を含めた期間に取得した単位とする。(2年間の場合，前々年度及び前年度の2年間)

様式6 (建築一式工事)

配置予定技術者調書 (総合評価用)

申請者名 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

配置予定技術者の氏名			
最終学歴・経験年数			
従 事 役 職			
法令による資格・免許			
継続教育の取得単位 (CPD)	団 体 名		単位
			単位

- 注1 「従事役職」には現場代理人、主任技術者等を記入すること。
- 2 「法令による資格・免許」には1級〇〇士、1級〇〇施工管理技士、監理技術者等の名称を入れ、当該免許の取得年月日、登録番号を記載すること。監理技術者については、監理技術者講習修了証の取得年月日、修了証番号も併せて記載すること。なお、資格を証する書類の写しを添付すること。
- 3 「申請者名」は、申請者の商号又は名称を記載することとし、共同企業体の結成が入札の条件になっている場合には共同企業体の名称も併せて記載すること。
- 4 継続教育の取得単位を証明する資料として、CPD受講証明書の写しを併せて提出すること。
- ① 推奨単位は、各実績証明書発行団体の推奨単位とする。
- ② 評価対象の種類は、建築CPD運営会議加入団体のCPDを評価対象とする。
- 建築CPD運営会議加入団体  
 (公社)日本建築士会連合会、(一社)日本建築士事務所協会連合会、(公社)日本建築家協会、  
 (一社)日本建設業連合会、(一社)日本建築学会、建築設備士関係団体CPD協議会※、  
 (一社)日本建築構造技術者協会、(一財)建設業振興基金、(公財)建築技術教育普及センター
- ※建築設備士関係団体CPD協議会参加団体  
 (公社)空気調和・衛生工学会、(一社)建築設備技術者協会、(一社)電気設備学会、  
 (一社)日本設備設計事務所協会、(公財)建築技術教育普及センター
- ③ 推奨単位の1年間は、当該年度の前年度1年間とする。



配置予定技術者調書（総合評価用）

申請者名 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

配置予定技術者の氏名	
最終学歴・経験年数	
従 事 役 職	
法令による資格・免許	

- 注1 「従事役職」には現場代理人，主任技術者等を記入すること。
- 2 「法令による資格・免許」には1級〇〇士，1級〇〇施工管理技士，監理技術者等の名称を入れ，当該免許の取得年月日，登録番号を記載すること。監理技術者については，監理技術者講習修了証の取得年月日，修了証番号も併せて記載すること。なお，資格を証する書類の写しを添付すること。
- 3 「申請者名」は，申請者の商号又は名称を記載することとし，共同企業体の結成が入札の条件になっている場合には共同企業体の名称も併せて記載すること。

## 企業施工能力確認調書

申請者名 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

	工 事 名	完成年月	評定点
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
平均点			

注1 当該工事と同一業種の工事で、平成〇〇年度及び令和〇〇年度に完了し、旭川市総務部契約課から評定結果の通知を受けた工事を記入のこと。

2 平均点は少数第1位を四捨五入すること。

3 調書作成の対象とする2年度間に、旭川市総務部契約課から評定結果の通知を受け対象となる工事を請け負っている場合で、評定結果の通知を受けた工事が無いとき（しゅん功年度が翌年度以降）は、さらに前年度（平成（令和）〇〇年度）の評定結果を受けた工事を記入のこと。（手持ち工事がある場合には、3年度前の評定結果を評価する。）

ISOの取得	・ ISO9001（登録番号 _____） ・ ISO14001（登録番号 _____） ・ なし
--------	---

注1 該当する項目に○をすること。

2 認定証の写しを添付すること。

舗装特別簡易型の場合は、以降の項目も記入すること。

アスファルトプラントの所有	・ 所有している （所在地 _____） ・ 所有していない
---------------	--------------------------------------

注1 該当する項目に○をすること。

2 アスファルトプラントの所有を証明できる書面の写しを添付すること。

自社雇用の技能者の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の技能者をそれぞれ1名以上、自社雇用に配置可能</li> <li style="padding-left: 20px;">職長 (氏名 )</li> <li style="padding-left: 20px;">オペレーター (氏名 )</li> <li style="padding-left: 20px;">アジャスターマン (氏名 )</li> <li style="padding-left: 20px;">レーキマン (氏名 )</li> <li>・ 自社雇用に配置不可</li> </ul>
-------------	--

注1 該当する項目に○をすること。

2 自社雇用に配置可能な場合は、氏名欄に記入すること。

3 氏名欄に記入した者について、3か月以上の継続雇用を確認できる書類を添付すること。(保険証の写しなど)

主要機械の自社保有の状況	自社保有している主要機械は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アスファルトフィニッシャ</li> <li>・ ロードローラ (マカダムローラ) 又は振動ローラ</li> <li>・ タイヤローラ</li> <li>・ 上記のいずれも自社保有していない。</li> </ul>
--------------	---

注1 該当する項目に○をすること。

2 自社保有している場合は、車検書又はリース契約書の写しを添付すること。

※ 舗装特別簡易型について、施工段階で、アスファルトプラントの所有、自社雇用の技能者の配置及び主要機械の自社保有の状況が、申請内容のとおり確認出来ない場合は、旭川市工事成績評定要領に基づく工事成績評点の減点の対象とする。

※ 「申請者名」は、申請者の商号又は名称を記載することとし、共同企業体の結成が入札の条件になっている場合には共同企業体の名称も併せて記載すること。

## 地元業者活用計画書

申請者名 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

地元業者の活用率	本工事における、地元業者の活用計画は以下のとおり。  地元業者の活用率は (資材購入等を含む。) <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 90%以上</li> <li>・ 80%以上90%未満</li> <li>・ 70%以上80%未満</li> <li>・ 60%以上70%未満</li> <li>・ 50%以上60%未満</li> <li>・ 50%未満</li> </ul> </div>
本工事のしゅん功時には、「地元業者活用報告書」(様式9)を提出します。	

注1 該当する項目に○をすること。

2 地元業者とは、本工事の公告日において旭川市内に本店を有する者であること。

3 活用率は以下の算式により、小数点以下を切り捨てた整数によること。

$$\left[ \text{活用率} = \frac{\overset{*①}{\text{地元業者の元請施工金額}} + \overset{*②}{\text{地元業者の下請施工金額の合計}}}{\overset{*③}{\text{元請金額 (請負金額)}}} \times 100 \right]$$

①「地元業者の元請施工金額」とは、元請業者が地元業者である場合に、自ら施工する金額(購入する資材等を除く。)と、元請業者が購入する資材等のうち、地元業者から購入する金額の合計(元請業者が資材等を地元業者以外から調達する場合は、元請施工金額に算入しない。)

②「地元業者の下請施工金額の合計」とは、元請業者が地元業者と下請契約(一次下請)をする金額の合計

③「元請金額(請負金額)」とは、旭川市と契約しようとする金額(税込)

4 本工事のしゅん功時に、「地元業者活用報告書」(様式9)を提出すること。

5 地元業者活用報告書により確認される活用率が地元業者活用計画書より下回る場合は、その理由について文書による説明を求めるとともに、旭川市工事成績評定要領に基づく工事成績評点の減点の対象とする。

## 地元業者活用報告書

請負人 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

工事名： \_\_\_\_\_

地元業者の活用率	本工事における、地元業者の活用結果は以下のとおり。  地元業者の活用率： _____ % （資材購入等を含む。）  [内訳] 地元業者の元請施工金額 _____ 円 （うち資材購入等の金額 _____ 円） 地元業者の下請施工金額の合計 _____ 円 ----- 元請金額（請負金額） _____ 円
----------	---

注 1 地元業者とは、本工事の公告日において旭川市内に本店を有する者であること。

2 活用率は以下の算式により、小数点以下を切り捨てた整数によること。

$$\left[ \text{活用率} = \frac{\overset{*①}{\text{（地元業者の元請施工金額）}} + \overset{*②}{\text{（地元業者の下請施工金額の合計）}}}{\overset{*③}{\text{元請金額（請負金額）}}} \times 100 \right]$$

①「地元業者の元請施工金額」とは、元請業者が地元業者である場合に、自ら施工した金額（購入した資材等を除く。）と、元請業者が購入した資材等のうち、地元業者から購入した金額の合計（元請業者が資材等を地元業者以外から調達する場合は、元請施工金額に算入しない。）

②「地元業者の下請施工金額の合計」とは、元請業者が地元業者と下請契約（一次下請）をした金額の合計

③「元請金額（請負金額）」とは、旭川市との契約金額（税込）

3 地元業者活用報告書により確認される活用率が地元業者活用計画書より下回る場合は、その理由について文書により説明を行うこと。また、この場合、旭川市工事成績評定要領に基づく工事成績評点の減点の対象とする。

## 社会的貢献確認調書

申請者名 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

旭川市との災害協 定締結の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あり（協定名 _____ ）                      ※協定書の写しを添付（災害時の応急対策の協定を含む。）</li> <li>・なし</li> </ul>						
障がい者雇用の推 進実績の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あり                             <ul style="list-style-type: none"> <li>A 障がい者の雇用状況について報告義務のある企業                                     <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">ア 常用労働者総数 _____ 人（障害者雇用状況報告書の記載数）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">イ 障がい者の雇用率 _____ %（障害者雇用状況報告書の実雇用率の値）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">ウ 雇用されている方の住所及び手帳の種類 住所（ _____ ） 種類（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳） ※障害者雇用状況報告書の写しを添付</td> </tr> </table> </li> <li>B 障がい者の雇用状況について報告義務のない企業  <small>（常用労働者総数が障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項の規定による数未満の企業）</small> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">ア 常用労働者総数 _____ 人（公告日現在の状況）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">イ 障がい者の雇用人数 _____ 人（公告日現在の状況）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">ウ 雇用されている方の住所及び手帳の種類 住所（ _____ ） 種類（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）</td> </tr> </table> </li> </ul> </li> <li>・なし</li> </ul>	ア 常用労働者総数 _____ 人（障害者雇用状況報告書の記載数）	イ 障がい者の雇用率 _____ %（障害者雇用状況報告書の実雇用率の値）	ウ 雇用されている方の住所及び手帳の種類 住所（ _____ ） 種類（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳） ※障害者雇用状況報告書の写しを添付	ア 常用労働者総数 _____ 人（公告日現在の状況）	イ 障がい者の雇用人数 _____ 人（公告日現在の状況）	ウ 雇用されている方の住所及び手帳の種類 住所（ _____ ） 種類（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）
ア 常用労働者総数 _____ 人（障害者雇用状況報告書の記載数）							
イ 障がい者の雇用率 _____ %（障害者雇用状況報告書の実雇用率の値）							
ウ 雇用されている方の住所及び手帳の種類 住所（ _____ ） 種類（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳） ※障害者雇用状況報告書の写しを添付							
ア 常用労働者総数 _____ 人（公告日現在の状況）							
イ 障がい者の雇用人数 _____ 人（公告日現在の状況）							
ウ 雇用されている方の住所及び手帳の種類 住所（ _____ ） 種類（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）							
子育て支援・男女 共同参画の推進実 績の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あり                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 次世代育成支援に係る一般事業主行動計画の策定                                      ・策定している（北海道労働局へ届け出ていること。）                                      ※一般事業主行動計画策定・変更届の写しを添付</li> <li>(2) 育児休業制度                                      過去5年間の取得状況 男性 _____ 人 女性 _____ 人                                      取得期間が120日を超える方の取得日数 _____ 日</li> <li>(3) 介護休業制度                                      過去5年間の取得状況 男性 _____ 人 女性 _____ 人                                      取得期間が45日を超える方の取得日数 _____ 日</li> <li>(4) 出産や育児、介護を理由とした退職者の再雇用制度                                      過去5年間の採用状況 男性 _____ 人 女性 _____ 人</li> </ul> </li> <li>※(2)～(4)制度内容を規定した就業規則、労働協約等の写しを添付</li> <li>・なし</li> </ul>						
消防団協力事業所 表示制度の協力事 業所としての認定 の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あり（※認定通知書等の写しを添付）                      認定期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日～ _____ 年 _____ 月 _____ 日</li> <li>・なし</li> </ul>						
保護観察所での協 力雇用主としての 登録の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あり（※協力雇用主証明書の写しを添付）                      登録年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日（以降継続）</li> <li>・なし</li> </ul>						

地域貢献特別簡易型の場合は、以降の項目も記入すること。

過去10年間において、旭川市が災害復旧工事を発注した直近5年度（5年度に満たない場合は該当年度）における当該工事の施工実績	・あり（工事名 （施工年度 年度） ） （工事名 （施工年度 年度） ） （工事名 （施工年度 年度） ） （工事名 （施工年度 年度） ） （工事名 （施工年度 年度） ） ・なし
過去5年間における旭川市での総合除雪維持業務の履行実績の有無	・あり（業務名 （履行年度 年度） ） （業務名 （履行年度 年度） ） （業務名 （履行年度 年度） ） （業務名 （履行年度 年度） ） （業務名 （履行年度 年度） ） ・なし

注1 該当する項目に○をすること。

2 災害復旧工事及び総合除雪維持業務の施工（履行）実績がある場合は、契約書等の写しを添付すること。

様式 1 1

旭契第 号  
令和 年 月 日

様

旭川市長

総合評価一般競争入札参加資格等確認結果通知書

あなたから申請のあった工事に係る入札参加資格について、次のとおり確認結果を通知します。

入札公告日	令和 年 月 日
工事名	
入札参加資格の有無	無
入札参加資格がないと認めた理由	

注 資格がないと通知された方は、市長に対して資格がないと認めた理由について、説明を求めることができます。

この説明を求める場合は令和 年 月 日までに旭川市総務部契約課工事担当にその旨を記載した書面（様式自由）を提出してください。



様式12

旭契第 号  
令和 年 月 日

様

旭川市長

入札参加資格に係る理由説明書

下記工事において、入札参加資格がないとした理由について、次のとおり説明します。

工 事 名	
(理由)	

様式13  
(質問用)

## 質 疑 応 答 書

(宛先) 旭川市長  
(電話番号 0166-25-9701)  
(FAX番号 0166-26-1323)

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

質問年月日 令和 年 月 日

工 事 名		
質 疑 事 項	回 答 事 項	

様式14  
(回答用)

## 質 疑 応 答 書

令和 年 月 日

旭川市長

次の工事に係る設計図書について質問があったので回答する。

工 事 名		
質 疑 事 項	回 答 事 項	
質問年月日 令和 年 月 日		

総合評価の結果

入札日	入札番号	工事名	設計価格(税抜き)	入札方式

調査基準価格	失格判断基準

【評価基準】

評価項目	企業の施工能力							配置予定技術者の能力		地元業者活用・地域精通・社会的貢献								技術評価点 配点	
	企業の実績の有無	公共工事の施工実績	工事成績評定点の平均点	ISOの取得	自社雇用の技能者の配置	自社機械の自社保有の状況	アスファルトプラントの所有	主任(監理)技術者の保有資格	継続養育(CPD(S))	地元業者の活用	本店・営業所所在地	災害協定締結の有無	障がい者雇用の推進実績の有無	子育て支援・男女共同参画の推進実績の有無	消防団協力事業所表示制度の協力事業所としての認定の有無	保護観察所での協力雇用主としての登録の有無	災害復旧工事の施工実績の有無		総合除雪維持業務の履行実績の有無
配点																			

【技術評価点】

申請者	企業の施工能力							配置予定技術者の能力		地元業者活用・地域精通・社会的貢献								技術評価点 合計 (A)	備考			
	企業の実績の有無	公共工事の施工実績	工事成績評定点の平均点	ISOの取得	自社雇用の技能者の配置	自社機械の自社保有の状況	アスファルトプラントの所有	主任(監理)技術者の保有資格	継続養育(CPD(S))	地元業者の活用	本店・営業所所在地	災害協定締結の有無	障がい者雇用の推進実績の有無	子育て支援・男女共同参画の推進実績の有無	消防団協力事業所表示制度の協力事業所としての認定の有無	保護観察所での協力雇用主としての登録の有無	災害復旧工事の施工実績の有無			総合除雪維持業務の履行実績の有無		

【総合評価結果】

入札者	入札金額(税抜き) (B)	評価値算出金額(税抜き) (B')※2	標準点(100) + 技術評価点(100+A=C)	評価値 (C/B' × 1,000,000) ※1	摘要	備考

※1評価値は小数点第5位以下を切り捨てる。 ※2評価値算出金額は入札金額であるが、評価基準価格を下回った場合は調査基準価格となる。

【総合評価方式で行った理由】

--